

**美里町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)**

**平成30年4月  
(令和7年5月改定)**

**美里町**

## ■目次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
2. 基本的事項	3
(1) 目的	3
(2) 対象とする範囲	3
(3) 対象とする温室効果ガス	3
(4) 計画期間	3
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	4
3. 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 「温室効果ガス排出量」	5
(2) 温室効果ガスの排出量の推移	6
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	6
(2) 温室効果ガスの削減目標	7
5. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	7
(2) 具体的な取組内容	7
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	9
(1) 推進体制	9
(2) 点検・評価・見直し体制	10
(3) 進捗状況の公表	11

## 1. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年(令和3年)8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものであると言えます。

2018年(平成30年)に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年(令和2年)10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年(令和3年)4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度(令和12年度)の温室効果ガスの削減目標を2013年度(平成25年度)比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されま

した。

また、2021年（令和3年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年（令和3年）6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年（令和3年）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度（令和12年度）目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		<b>14.08</b>	<b>7.60</b>	<b>▲46%</b>	<b>▲26%</b>
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	部門別	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年（令和3年）10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度（令和12年度）までに50%削減（2013年度（平成25年度）比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、

電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度（令和 7 年度）までに 95%、2030 年度（令和 12 年度）までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年（令和元年）9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、美里町でも 2021 年（令和 3 年）3 月に「ゼロ・カーボンシティ宣言」を表明しており、2024 年（令和 6 年）12 月 27 日においては 1,127 地方公共団体と加速度的に増加しています。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

美里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「美里町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、美里町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

美里町事務事業編の対象範囲は、美里町の全ての事務・事業とします。

### (3) 対象とする温室効果ガス

美里町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）及び一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）のみとします。

### (4) 計画期間

2025 年度（令和 7 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）末までを計画期間とします。

項目	年度									
	2013	・・・	2018	・・・	2024	2025	2026	・・・	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始			計画見直し			目標年度	
計画期間			→							

図 1 計画期間のイメージ

### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

美里町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び美里町総合計画等に即して策定します。

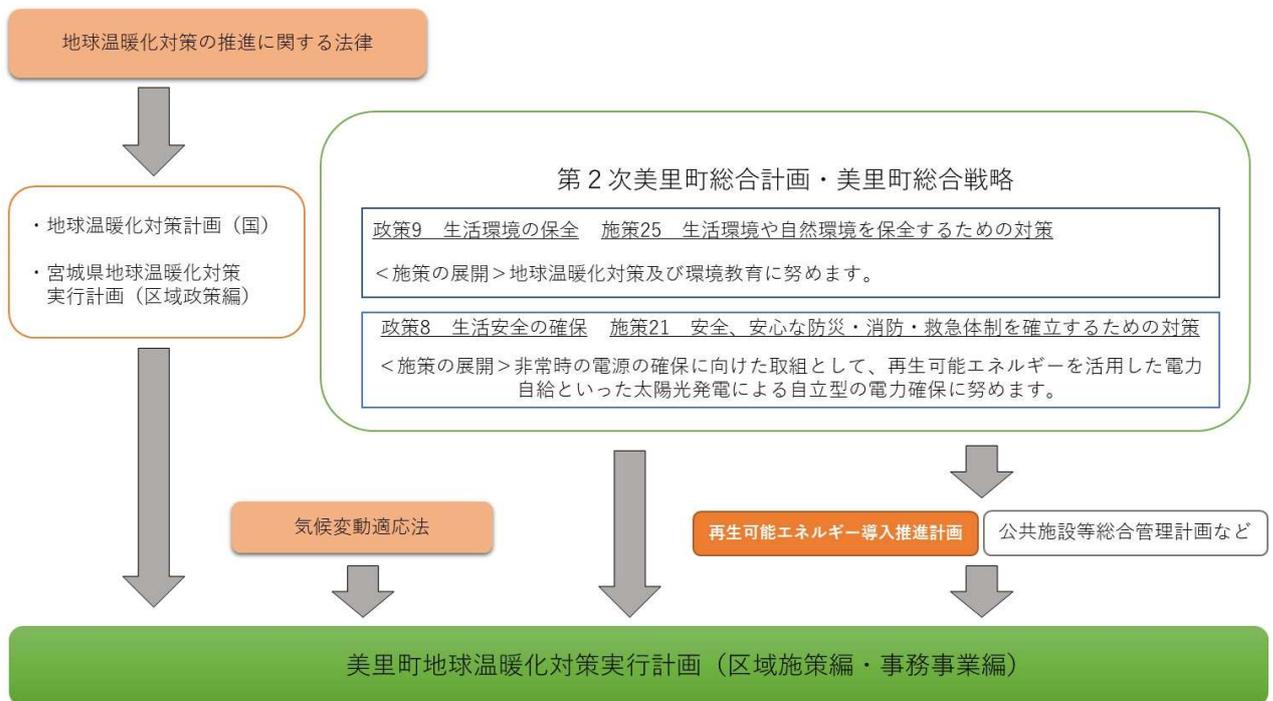


図 2 美里町事務事業編の位置付け

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 温室効果ガス排出量

美里町の事務・事業に伴う「温室効果ガス排出量」は、基準年度である2013年度（平成25年度）において、6,134.1t-CO<sub>2</sub>であったものが、2023年度（令和5年度）には4,034.4t-CO<sub>2</sub>と約34.2%減少しています。そのうち電気が1,357.8t-CO<sub>2</sub>、A重油が496.3t-CO<sub>2</sub>の削減となっており、全体削減量の88.3%を占めています。

また、2023年度（令和5年度）種別ごとの温室効果ガス排出量の割合は、電気が75.5%、A重油が13.3%であり全体の88.8%を占めています。

表2 種別温室効果ガス排出量の推移

種別	基準年度（2013年度）	（2023年度）	増減率
電気	4,403.4	3,045.6	▲30.8
A重油	1,034.7	537.7	▲48.0
灯油	306.6	221.4	▲27.8
液化石油ガス	196.1	96.9	▲50.6
ガソリン	10.2	7.9	▲22.6
軽油	0.1	0.5	500
公用車	183.0	124.4	▲32.0
合計	6,134.1	4,034.4	▲34.2

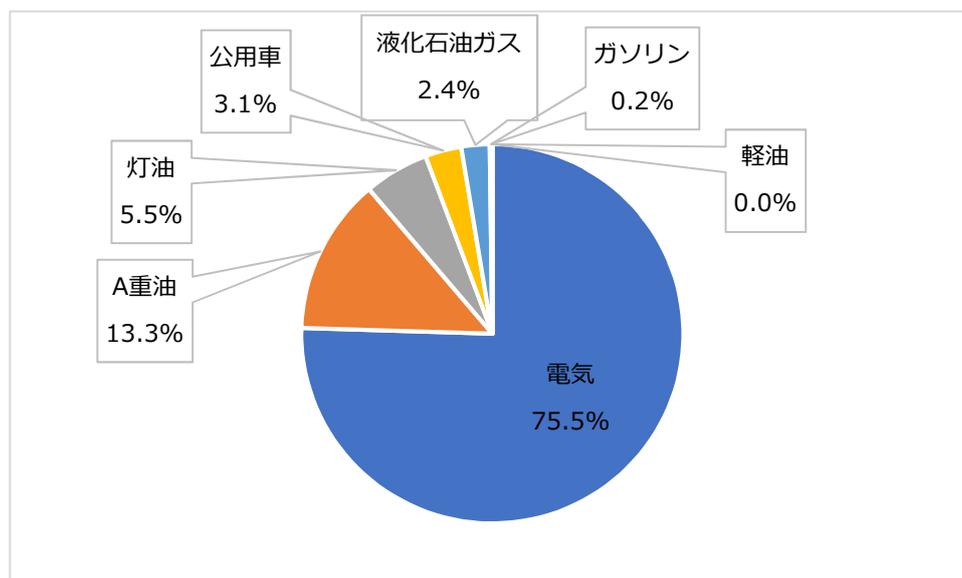


図3 種別の割合（2023年度）

表3 施設別温室効果ガス排出量の推移（2023年度温室効果ガス排出量上位10施設）

施設	基準年度（2013年度）	2023年度	増減率
農業集落排水処理施設（7施設）	957.2	761.9 (892.1)	▲20.4 (▲6.8)
スイミングセンター	1,062.5	581.9 (607.3)	▲45.2 (▲42.8)
南郷病院	404.5	247.9 (285.4)	▲38.7 (▲29.5)
浄水場（新鳴瀬）	380.7	228.8 (267.9)	▲39.9 (▲29.6)
本庁舎	221.8	133.6 (156.5)	▲39.8 (▲29.4)
不動堂小学校	173.6	119.7 (129.7)	▲31.0 (▲25.3)
小牛田中学校	154.5	115.7 (128.5)	▲25.1 (▲16.8)
南郷庁舎	202.5	110.3 (128.8)	▲45.5 (▲36.4)
不動堂中学校	134.2	108.8 (121.1)	▲18.9 (▲9.8)
なんごう幼稚園	134.8	94.0 (110.1)	▲30.3 (▲18.3)

※2023年度欄下段の（ ）は、電気による温室効果ガス排出量を計算する場合の係数が基準年（2013年度）と同じ場合の数値

## （2）温室効果ガスの排出量の推移

温室効果ガス排出量の多い施設は、上記表3のとおりですが、施設の改修（照明のLED化、太陽光発電設備の導入など）、節電などの取組みによる電気使用量の減少及び電気事業者の排出係数の引下げにより、温室効果ガス排出量は減少しています。

また、本庁舎や東庁舎などの空調設備の改修によるA重油の使用量の減少も要因として挙げられます。

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

### （1）目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、電気の使用から発生する温室効果ガス排出量の削減

率を考慮し、美里町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

## (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度（令和12年度））に、基準年度（2013年度（平成25年度））比で70%削減することを目標とします。

表4 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	6,134.1t-CO <sub>2</sub>	1,840.2t-CO <sub>2</sub>
削減率	-	70%

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

美里町の取組みの基本方針については、①施設設備等の更新、②グリーン購入・環境配慮契約等の推進、③電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入、④職員の日常の取組の4つを重点施策とします。

### (2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表5のように取組が示されています。美里町においては、温室効果ガス排出量の多くを占めている電気使用に係る温室効果ガス排出量の削減が重要と考えられることから、「LED照明の導入」、「再生可能エネルギー電力調達の推進」を重点的な取組として位置付けます。

表5 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに <b>100%</b> とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の <b>60%以上</b> を再生可能エネルギー電力とする。
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 <b>50%以上</b> に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに <b>新築建築物の平均で ZEB Ready</b> 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 <b>新規導入・更新</b> については <b>2022年度以降全て電動車</b> とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに <b>全て電動車</b> とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の <b>3R+Renewable</b> を徹底し、 <b>サーキュラーエコノミーへの移行</b> を総合的に推進する。

#### ① 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 照明のLED化を進めます。

#### ② グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入法に基づいた物品等の調達を進めます。
- 温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。

#### ③ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

#### ④ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 空調フィルターは定期的に清掃します。
- 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組めます。

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

実行計画の実効性を高めるためには、温室効果ガス総排出量の削減の目標達成に向けて、全職員が関連する取組項目を実践していくことが重要です。

そこで、各課・全職員が取組項目を実践できる推進体制を図4のとおり構築します。

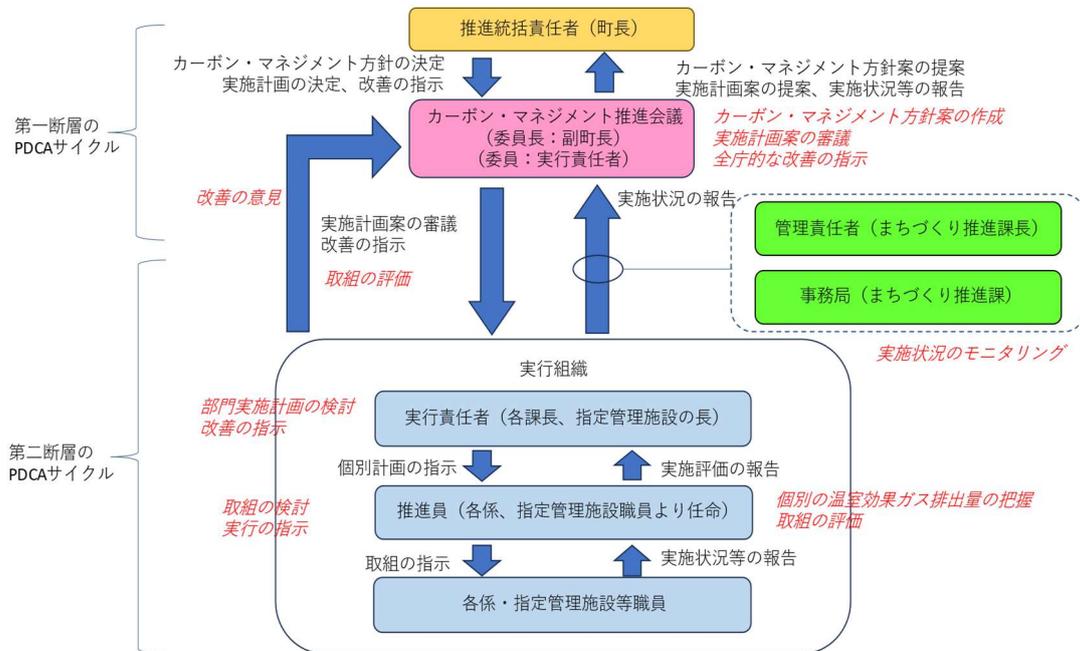


図4 計画推進体制

推進統括責任者は、カーボン・マネジメント方針や温室効果ガス総排出量の削減目標等の決定機関として位置付けます。

カーボン・マネジメント推進会議は、単年度の温室効果ガス総排出量の削減目標を検討するとともに、全庁的な取組を評価し、改善措置の実施を実行組織に指示します。

管理責任者は、カーボン・マネジメント推進会議とともに単年度の温室効果ガス総排出量の削減目標を検討するとともに、温室効果ガス総排出量の削減のための取組の実施状況及び温室効果ガス総排出量の排出状況を事務局とともに把握し、必要に応じて実行部門へ改善指示を行います。

実行組織は実行責任者、推進員、その他の職員等からなります。実行責任者は自部門における温室効果ガス総排出量の削減目標の達成に向けた計画を策定するとともに、定期的に自部門の取組を評価し、改善指示を行います。推進員は自部門の温室効果ガス総排出量削減のための取組をその他の職員に指示するとともに、自部門の取組やエネルギー消費量の状況について整理し、実行責任者及び事務局に提出します。その他の職員は自部門の温室効果ガス総排出量削減のための取組を主体的に実施するとともに、改善の要望等をカーボン・マ

ネジメント推進会議及び事務局に提出します。

事務局は、まちづくり推進課が担い、管理責任者とともに温室効果ガス総排出量の削減のための取組の実施状況及び温室効果ガス総排出量の排出状況を把握するとともに、温室効果ガス総排出量の削減に向けた事務を担います。

## (2) 点検・評価・見直し体制

美里町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

美里町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

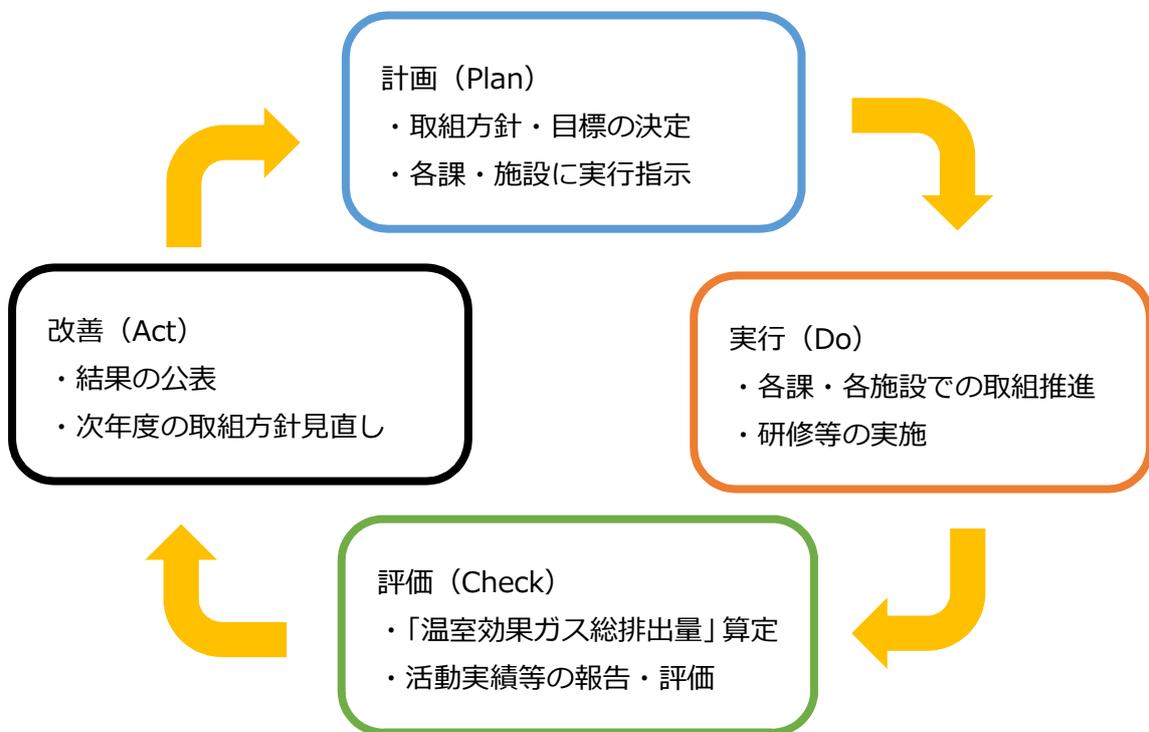


図5 毎年のPDCAイメージ

### (3) 進捗状況の公表

カーボン・マネジメントの年度ごとの取組の実施状況及び成果については、町ホームページで公表することとします。

項 目	公表時期	概 要
温室効果ガスの排出量削減目標の達成状況	年1回	年度ごとに公表します。
カーボン・マネジメントの実施状況及び達成状況	年1回	本町の再生可能エネルギー導入や省エネルギー化の取組状況等について公表します。